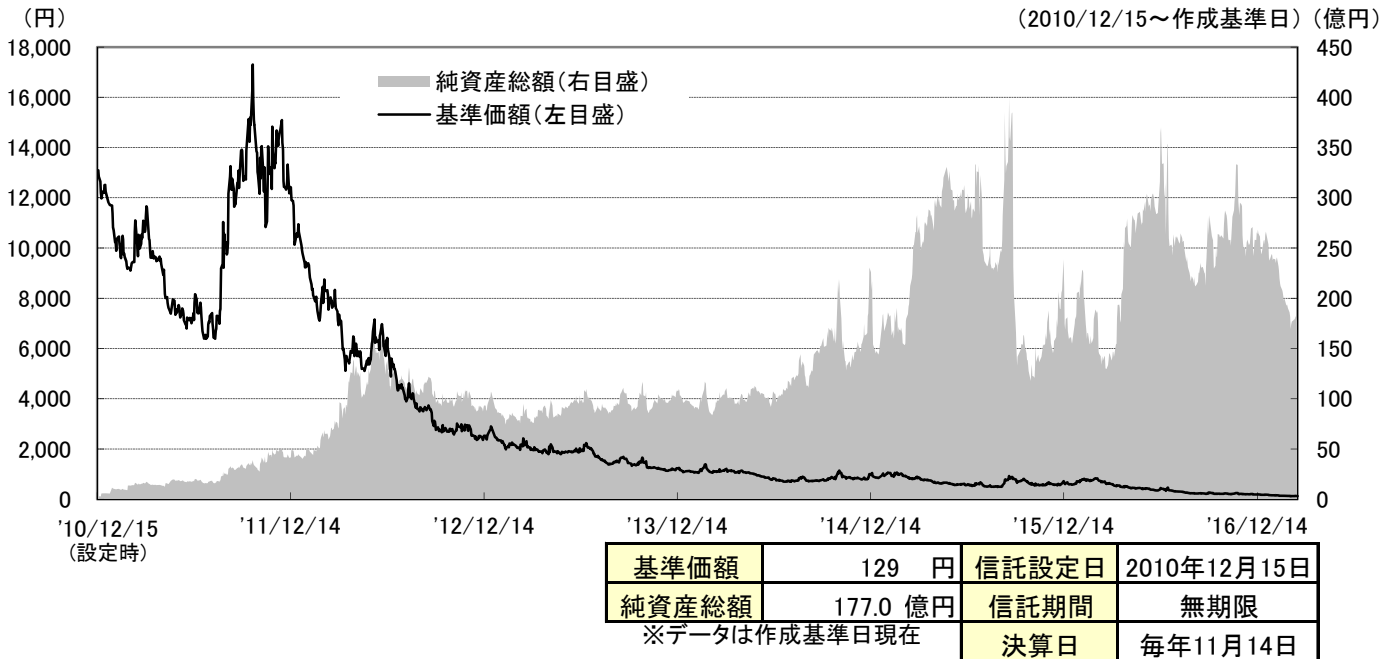


# 国際のETF VIX短期先物指数

追加型投信／海外／その他資産／ETF／インデックス型

作成基準日：2017年2月28日

## 基準価額・純資産総額の推移



※基準価額(1口あたり)は、信託報酬控除後のものです。  
 ※上記の運用成果は過去の実績であり、将来の成果をお約束するものではありません。

## ファンドの騰落率

期間	1ヵ月	3ヵ月	6ヵ月	1年	3年	設定来
ファンド	-7.9%	-34.8%	-45.1%	-81.6%	-88.3%	-99.0%

※ファンドの騰落率は、各収益分配金(課税前)をその分配を行う日に全額再投資したと仮定して算出しています。  
 したがって、各期間の騰落率と実際の投資家利回りは異なります。  
 ※設定来のファンドの騰落率は当初設定価額を起点として算出しています。

## 課税前分配金の推移(1口当たり)

'12/11	'13/11	'14/11	'15/11	'16/11	設定来累計
0円	0円	0円	0円	0円	0円

※上記分配金は過去の実績であり、将来の成果をお約束するものではありません。  
 ※収益分配金は一定の分配金額をお約束するものではなく、委託会社の判断により、分配を行わない場合もあります。

## 組入銘柄

銘柄	発行体／保証会社		発行体／保証会社格付け		償還日	比率
			S&P	Moody's		
S&P 500 VIX Short-Term Futures 連動債	発行体	パークレイズ・バンク・ピーエルシー	A-	A1	2020/12/10	44.0%
1年VIX短期先物指数連動型証券	発行体	J.P. Morgan Structured Products B.V.	-	-	2018/1/31	55.6%
	保証会社	JPMorgan Chase Bank, N.A.	A+	Aa3		

※比率とは、当ファンドの純資産総額に対する比率です。  
 ※当ファンドの受益権の取得申込みに係る金額相当分について、当日中に指数連動有価証券の買付けを行う場合があります。  
 この場合、一時的に、指数連動有価証券の比率が100%を超過することがあります。  
 ※発行体／保証会社格付けは、S&P社とMoody's社の格付けを表記しています。発行体／保証会社格付けとは、組入債券の発行体もしくは保証会社に係る信用格付けであり、当ファンドを格付けしたものではありません。

(格付けのデータ出所) Bloomberg

※後記の「本資料のご利用にあたっての注意事項等」をご覧ください。

## 国際のETF VIX短期先物指数

### ファンドの目的・特色

#### ■ファンドの目的

指数連動有価証券への投資を通じて、基準価額の変動率を、円換算したS&P 500 VIX短期先物指数(S&P 500 VIX Short-Term Futures Index Total Return)の変動率に一致させることを目指して運用を行います。

#### ■ファンドの特色

**特色1 指数連動有価証券への投資を通じて、基準価額の変動率を円換算したS&P 500 VIX短期先物指数(S&P500 VIX Short-Term Futures Index Total Return。以下「対象指数」といいます。)の変動率に一致させることを目指します。**

＜S&P 500 VIX短期先物指数について＞

S&P 500 VIX短期先物指数とは、CBOE\*1先物取引所(CBOE Futures Exchange)に上場されているVIX指数\*2先物の第1限月と第2限月をロールオーバー\*3した場合のリターンを指数化したものです。

\*1 Chicago Board Options Exchange(シカゴオプション取引所)

\*2 VIX指数について

「VIX」とは、ボラティリティ・インデックス(Volatility Index)を指します。VIX指数とは、CBOEがアメリカの主要株価指数の1つであるS&P500種指数のオプション取引の値動きをもとに算出・公表するものであり、将来の株式市場に対する投資家心理を示すものとして利用されています。数値が高いほど投資家が相場の先行きに不透明感を持っているとされます。

\*3 日次にて、買い建てていた第1限月を売却、第2限月を買付ける取引を行い、それぞれの限月に係る取引の加重平均した残存日数を1か月に維持しています。

・指数連動有価証券\*4を主要投資対象とします。

\*4 指数連動有価証券とは、対象指数(対象指数を円換算したものを含まず。)に連動する投資成果を目的として発行された有価証券(社債)をいいます。

当ファンドにおける指数連動有価証券への投資について

投資する指数連動有価証券(社債)の選定にあたっては、発行条件を重視することにより、1つの発行体が発行する指数連動有価証券への投資比率が、当ファンドの純資産総額に対しほぼ100%となることがあります。(発行体の信用状況等を勘案して複数の発行体が発行する指数連動有価証券に投資する場合もあります。)

・基準価額の変動率を、円換算した対象指数(ベンチマーク)\*5の変動率に一致させることを目指します。

\*5 円換算した対象指数(ベンチマーク)とは、対象指数に、対象指数の算出日の翌営業日の対顧客電信売買相場仲値をかけて計算したものをいいます。

・取得申込みに伴い、円換算した対象指数との連動性を維持することを目的として、当日中に当該取得申込みに係る金額相当分について指数連動有価証券の買付けを行う場合があります。この場合、一時的に、指数連動有価証券への投資比率が当ファンドの純資産総額に対し100%を超過することがあります。

(注)・当ファンドは、あくまでも円換算した「S&P 500 VIX短期先物指数」に連動する投資成果を目指すものであり、円換算した「VIX指数」に連動する投資成果を目指すものではありません。

・当ファンドは、中長期的には時間的価値の減価などによる影響を受ける傾向があると考えられます。

・VIX指数が変動を繰り返して元の水準に戻った場合でも、当ファンドの基準価額が元の水準に戻るとは限りません。

・市況動向等によっては、外国有価証券指数等先物取引\*6を利用する場合があります。

この場合、先物取引の約定価格と終値との価格差等の要因により、一時的に、投資比率が当ファンドの純資産総額に対し100%を超過することがあります。

\*6 外国の金融商品取引所における有価証券指数等先物取引と類似の取引をいいます。

・外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

資金動向や市況動向等の事情によっては、特色1のような運用ができない場合があります。

**特色2 年1回決算を行い、収益の分配を行います。**

・毎年11月14日に決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。

収益分配方針

・分配対象収益額の範囲は、経費控除後の配当等収益の全額とします。売買益(評価益を含みます。)からの分配は行いません。

・分配対象収益の全額を分配することを原則とします。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないこともあります。

将来の収益分配金の支払いおよびその金額について保証するものではなく、委託会社の判断により、分配を行わない場合もあります。

**特色3 受益権は金融商品取引所に上場されています。**

・受益権が上場されている金融商品取引所は、東京証券取引所です。(上場日:2010年12月20日)

・東京証券取引所の取引時間中であればいつでも次により売買することができます。

・売買単位は1口単位です。

・売買手数料は、取次ぎの証券会社が独自に定める金額とします。

・売買方法は原則として株式と同様です。

くわしくは取次ぎの証券会社へお問い合わせください。

**ご購入(追加設定)の際には、必ず投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。**

## 国際のETF VIX短期先物指数

### 投資リスク

■ **基準価額・市場価格の変動要因**(以下、両者を合わせて「基準価額等」と言う場合があります。)

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けます。また、ファンドの市場価格は基準価額の変動以外に市場要因等の影響を受けます。**運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。**したがって、**投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額等の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。**

**投資信託は預貯金と異なります。**

ファンドの基準価額等の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

<b>価格変動 リスク</b>	<p>当ファンドの対象指数であるS&amp;P 500 VIX短期先物指数は、VIX指数先物取引の価格に基づくものであり、VIX指数の算出元であるS&amp;P500種指数のオプション取引の価格の影響により変動します。当ファンドは、主に対象指数に連動する投資成果を目的として発行された有価証券に投資しますので、対象指数が変動すれば当ファンドの基準価額等の変動要因となります。</p> <p>なお、一般的に、対象指数の値動きは株式市場の値動きとは異なり、また、その変動幅は大きい傾向にありますので、十分ご注意ください。</p>
<b>為替変動 リスク</b>	<p>当ファンドは、主に米ドル建の債券に投資します(ただし、これらに限定されるものではありません。)。外貨建資産に投資を行いますので、投資している有価証券の発行通貨が円に対して強く(円安に)なれば当ファンドの基準価額等の上昇要因となり、弱く(円高に)なれば当ファンドの基準価額等の下落要因となります。</p>
<b>信用リスク (デフォルト・ リスク)</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>投資している有価証券等の発行体の財務状況または信用状況の悪化等の影響により、当ファンドの基準価額等は下落し、損失を被ることがあります。</li> <li>指数連動有価証券への投資にあたっては、1つの発行体が発行する指数連動有価証券への投資比率が当ファンドの純資産総額に対しほぼ100%となることがあります(発行体の信用状況等を勘案して複数の発行体が発行する指数連動有価証券に投資する場合があります。)。当該発行体の信用状況の著しい悪化等によりデフォルト(債務不履行および支払遅延)が生じた場合には、一時的に基準価額の算出が困難となることがあり、また、信託財産が毀損されることにより算出可能後の当ファンドの基準価額等が大きく下落することがあります。</li> </ul>

**上記のリスクは主なりリスクであり、これらに限定されるものではありません。**

### <<円換算した対象指数と当ファンドの基準価額の主な乖離要因>>

当ファンドは、指数連動有価証券への投資を通じて、基準価額の変動率を円換算した対象指数の変動率に一致させることを目指しますが、次のような要因により、円換算した対象指数と基準価額の値動きが一致しない場合があります。

- ・当ファンドの信託報酬や、投資している指数連動有価証券の保有にかかる費用等の負担があること
- ・指数連動有価証券の売買単位未満の金銭を保有するなどの影響で、指数連動有価証券の投資比率が必ずしも当ファンドの純資産総額の100%とならないこと
- ・資金の流出入と、当該資金の流出入に伴う指数連動有価証券の売買との間に時間差が生じること
- ・外貨建資産の評価に用いる対顧客電信売買相場の仲値が、公表後に修正される場合があること

**※上記は主な乖離要因であり、これらに限定されるものではありません。**

### ■その他の留意点

- ・当ファンドの受益権は、金融商品取引所に上場され、当該金融商品取引所で取引されます。その市場価格は、当該金融商品取引所における需給関係によって形成されるため、必ずしも対象指数や基準価額と一致した推移とならず、一般に乖離が生じます。
- ・分配対象収益の全額を分配することを原則としますが、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないこともあります。特に、当ファンドの主要投資対象である指数連動有価証券からは、原則として配当等収益は得られないことから、分配金額がゼロとなることが想定されます。
- ・受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場が廃止された場合または対象指数が廃止された場合は、繰上償還されます。
- ・当ファンドのお取引に関しては、クーリングオフ(金融商品取引法第37条の6の規定)の適用はありません。

Standard & Poor's<sup>®</sup> S&P<sup>®</sup> S&P 500<sup>®</sup> Standard & Poor's 500<sup>®</sup> S&P 500 VIX Short-Term Futures<sup>™</sup>は、スタンダード・プアーズファイナンシャル サービスズ エル エル シー (以下S&P) が所有する登録商標であり、三菱UFJ国際投信株式会社に対して利用許諾が与えられています。VIXは、Chicago Board Options Exchange, Incorporated (以下CBOE) が所有する登録商標であり、S&Pに対して利用許諾が与えられています。S&P、及びその関係会社、もしくはCBOEは「国際的ETF VIX短期先物指数」を支持、推奨、販売、販売促進するものではなく、また投資適性についていかなる表明・保証・条件付け等するものではありません。S&P及びCBOEは、当指数の計算及びその元になるデータの正確性や完全性を保証するものではありません。S&P及びCBOEは、当指数に含まれるいかなる誤り、欠落又は障害に対する責任を負いません。S&P及びCBOEは、当指数又はそれらに含まれるデータの使用により、三菱UFJ国際投信株式会社、本商品の所有者又はその他の人や組織が生じた結果に対して、明示的にも暗示的にも保証しません。

**ご購入(追加設定)の際には、必ず投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。**

## 国際のETF VIX短期先物指数

### 手続・手数料等

#### ■お申込みメモ

購入単位 <sup>(*)</sup>	1万口以上1口単位
購入価額 <sup>(*)</sup>	購入申込受付日の翌営業日の基準価額に、追加設定時信託財産留保額を加えた価額 ※基準価額は1口当たりで表示されます。基準価額は委託会社の照会先でご確認ください。
換金単位 <sup>(*)</sup>	1万口以上1口単位
換金価額 <sup>(*)</sup>	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から解約時信託財産留保額を差引いた価額
換金代金 <sup>(*)</sup>	原則として、換金申込受付日から起算して6営業日目から販売会社においてお支払いします。 次のいずれかに該当する場合は、購入・換金はできません。  <購入> ①購入申込受付日またはその翌営業日が、次のいずれかの日(以下「海外休業日」といいます。)に該当する場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>・CBOE<sup>*</sup>先物取引所(CBOE Futures Exchange)の休業日</li> <li>・ニューヨーク証券取引所の休業日</li> <li>・ニューヨークの銀行の休業日</li> <li>・ロンドン証券取引所の休業日</li> <li>・ロンドンの銀行の休業日</li> </ul> ②購入申込受付日が、「国内休業日 <sup>*2</sup> 、かつ海外休業日でない日」の前営業日に該当する場合 ③購入申込受付日が、計算期間終了日の5営業日前から起算して4営業日以内の日(ただし、計算期間終了日が国内休業日の場合は、計算期間終了日の6営業日前から起算して5営業日以内の日)に該当する場合 ④上記①～③のほか、委託会社が、投資方針に沿った運用に支障をきたすおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めた場合 <sup>*1</sup> Chicago Board Options Exchange(シカゴオプション取引所) <sup>*2</sup> 日本における委託会社または受託会社の休業日をいいます。  <換金> ①換金申込受付日またはその翌営業日が、海外休業日のいずれかに該当する場合 ②換金申込受付日が、「国内休業日、かつ海外休業日でない日」の前営業日に該当する場合 ③換金申込受付日が、計算期間終了日の5営業日前から起算して4営業日以内の日(ただし、計算期間終了日が国内休業日の場合は、計算期間終了日の6営業日前から起算して5営業日以内の日)に該当する場合 ④換金申込受付日から起算して5営業日目までの期間に海外休業日がある場合の当該申込受付日 ⑤上記①～④のほか、委託会社が、投資方針に沿った運用に支障をきたすおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めた場合  なお、委託会社は、信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される期日および期間におけるお申込みについては受け付けることができます。
申込不可日 <sup>(*)</sup>	
申込締切時間 <sup>(*)</sup>	原則として、午後3時までに販売会社が受付けたものを当日の申込分とします。
購入制限 <sup>(*)</sup>	当ファンドの資金管理を円滑に行うため、大口の購入のお申込みには制限を設ける場合があります。
換金制限 <sup>(*)</sup>	当ファンドの資金管理を円滑に行うため、大口の換金のお申込みには制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し <sup>(*)</sup>	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、購入申込に伴う指数連動有価証券への投資ができない場合、換金に伴う指数連動有価証券の売却等ができない場合、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止すること、およびすでに受付けた購入・換金のお申込みの受付を取消すことがあります。
信託期間	無期限(2010年12月15日設定、2010年12月20日上場)
繰上償還	当ファンドの受益権の総口数が1万口を下回ることとなった場合、または円換算した対象指数の変動率と基準価額の変動率とが継続して著しく乖離している場合等には、信託期間を繰上げて償還となることがあります。 なお、受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場が廃止された場合または対象指数が廃止された場合には、繰上償還となります。
決算日	毎年11月14日
収益分配	年1回の決算時に分配を行います。
課税関係	課税上は、上場証券投資信託として取扱われます。個人受益者については、収益分配時の普通分配金ならびに売却時、換金時および償還時の譲渡益に対して課税されます。NISA(少額投資非課税制度)およびジュニアNISA(未成年者少額投資非課税制度)の適用対象です。税法が改正された場合等には、変更となることがあります。くわしくは投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

(\*)の項目は、購入申込・換金請求されるお客さま向けです。

**ご購入(追加設定)の際には、必ず投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。**

## 国際のETF VIX短期先物指数

### 手続・手数料等

#### ■お申込みメモ

証券コード	1552
ISIN	JP3047310002
上場市場	東京証券取引所
取引所における 売買単位	1口単位

#### ■ファンドの費用

##### お客さまが直接的に負担する費用

###### <購入申込・換金請求されるお客さま>

購入時手数料 **上限37,800円(税抜 35,000円)**として、販売会社が独自に定める額、または購入価額に**上限3.24%(税抜 3.00%)**として、販売会社が独自に定める率をかけた額(購入される販売会社により異なります。くわしくは、販売会社にご確認ください。)

換金時手数料 **上限37,800円(税抜 35,000円)**として、販売会社が独自に定める額、または換金価額に**上限3.24%(税抜 3.00%)**として、販売会社が独自に定める率をかけた額(換金される販売会社により異なります。くわしくは、販売会社にご確認ください。)

追加設定時  
信託財産留保額 購入申込受付日の翌営業日の基準価額に**0.05%**をかけた額

解約時  
信託財産留保額 換金申込受付日の翌営業日の基準価額に**0.05%**をかけた額

###### <取引所を通してお取引されるお客さま>

売買委託手数料 **取引所を通してお取引される場合、取扱第一種金融商品取引業者(証券会社)が独自に定める売買委託手数料がかり、約定金額とは別にご負担いただきます。**(取扱会社ごとに手数料が異なりますので、その上限額を表示することができません。)

##### お客さまが信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用  
(信託報酬) 日々の純資産総額に対して、**年率0.3888%(税抜 年率0.3600%)以内**をかけた額

監査法人に支払われる当ファンドの監査費用・指数連動有価証券の保有にかかる費用・有価証券等の売買時に取引した証券会社等に支払われる手数料・有価証券等を海外で保管する場合、海外の保管機関に支払われる費用・その他信託事務の処理にかかる諸費用等についても当ファンドが負担します。

また、指数連動有価証券の保有にかかる費用は、当ファンドが組入れている指数連動有価証券の時価相当額に対して、**年率0.6%程度**となります。(ただし、当該費用は、あくまでも2016年11月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。)

その他の費用・  
手数料 上記のほか、以下の費用・手数料についても当ファンドが負担する場合があります。

・受益権の上場にかかる費用

・対象指数についての商標使用料 等

※指数連動有価証券の保有にかかる費用以外の費用・手数料については、売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。

※運用管理費用(信託報酬)は、日々計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了時、毎決算時または償還時に当ファンドから支払われます。

※上記の費用(手数料等)については、保有・約定金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。

### 本資料のご利用にあたっての注意事項等

●本資料は、三菱UFJ国際投信が作成した資料です。投資信託をご購入(追加設定)の場合は、販売会社よりお渡しする最新の投資信託説明書(交付目論見書)の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。●本資料の内容は作成時点のものであり、将来予告なく変更されることがあります。●本資料は信頼できると判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性等を保証するものではありません。●本資料中のグラフ・数値等は、過去の実績・状況であり、将来の市場環境等や運用成果等を示唆・保証するものではありません。また税金・手数料等を考慮しておりませんので、実質的な投資成果を示すものではありません。●投資信託は、預金等や保険契約とは異なり、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。銀行等の登録金融機関でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の補償の対象ではありません。●投資信託は、販売会社がお申込みの取扱いを行い委託会社が運用を行います。

#### ●委託会社(ファンドの運用の指図等)

三菱UFJ国際投信株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第404号

加入協会: 一般社団法人 投資信託協会

一般社団法人 日本投資顧問業協会

<ホームページアドレス> <http://www.am.mufig.jp/>

<お客さま専用フリーダイヤル> 0120-151034

(受付時間 営業日の9:00~17:00)

#### ●受託会社(ファンドの財産の保管・管理等)

野村信託銀行株式会社

**ご購入(追加設定)の際には、必ず投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。**